平成２１年（フ）第２０３４号
札幌市手稲区星置２条１丁目14番１―702号
債務者　瀧谷知香里
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７５号
札幌市東区北49条東13丁目４番18号
債務者　高橋　正博
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８０号
札幌市西区西野２条６丁目３番46号　ハイツフェリス102号
債務者　川村　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８２号
札幌市北区新琴似６条15丁目１番25号
債務者　石川　聖子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０６号
札幌市厚別区厚別東４条７丁目30番16―201号
債務者　貞川愼太郎
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２５号
札幌市東区北23条東18丁目５番12号　リビング元町102号
債務者　白石　久子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４７号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―207号、申立時の住所札幌市北区新川４条13丁目７番20―201号
債務者　小笠原敏昭
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９４号
北海道千歳市朝日町２丁目19番地の２
債務者　滝川真衣子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２３号
札幌市中央区北８条西16丁目１番地１　クリーンリバー桑園105号
債務者　菊池　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３２号
札幌市豊平区美園９条３丁目３番15号　レジデンスわたなべ208号
債務者　小妻　啓太
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３５号
北海道江別市一番町16番地の64
債務者　田邊　和枝
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３７号
札幌市豊平区月寒東３条８丁目３番13号　長浦ハイツ
債務者　鈴木　明彦
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４６号
札幌市東区北43条東２丁目１番11号　Ｙフラット102
債務者　大澤絵梨香（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５０号
札幌市白石区平和通７丁目南３番14号　セブンピース101号
債務者　熊谷百合子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５８号
札幌市豊平区豊平５条２丁目３番26―102号
債務者　本田　貢一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６４号
札幌市北区新琴似７条10丁目４番12号　ハイツエビコ101号
債務者　飯田　浩康
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６５号
札幌市北区新琴似７条10丁目４番12号　ハイツエビコ101号
債務者　飯田　美花
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７８号
札幌市北区新川２条10丁目１番62号
債務者　片寄　大樹
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部